

歴史観光資源のプロモーション等業務委託
プロポーザル実施要領

公表日 令和 7 年 月 日

1 契約概要

(1) 名 称

歴史観光資源のプロモーション等業務委託

(2) 目 的

令和 8 年放送予定の大河ドラマを契機として、和歌山市の歴史的観光資源、特に戦国期に関連する独自の資源を映像コンテンツとして発信する。これにより、大河ドラマ視聴者や歴史ファンをはじめ多様な層に本市の魅力を伝え、その発信を通じて誘客促進に貢献することを目的とする。

(3) 契約内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額（予定価格）

3, 938, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考見積書の金額は、見積限度額以下とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産者で復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から 2 年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

(3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成 5 年 5 月 1 日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成 15 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年 6 月 1 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に

係るものを含む。)があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 参加資格の(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税(完納)証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書(様式第2号)」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

また、競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、以下ウからオの書類も合わせて提出すること。

ウ 会社概要等

(ア) 会社概要がわかるもの(パンフレット等既存のもので可。)

(イ) 履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

当該証明書について、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 役員等調書及び照会承諾書(様式第3号)

オ 委任状及び使用印鑑届出書(様式第4号)

※使用印鑑届出書は必ず作成。受任者を設けない場合、委任状の記入は必要なし。

(2) 提出期限：令和7年10月14日(火) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所：和歌山市役所

和歌山市七番丁23番地 産業交流局観光国際部観光課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 3 4 F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 6 3

(M a i l : kanko@city.wakayama.lg.jp)

(4) 提出方法：申請書は持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参すること。

※ 連絡先のE-mailアドレスを必ず記載すること。

※ 郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和7年10月16日（木）（予定） 併せてE-mailで通知する。

6 質問の受付及び回答

（１）受付期限：令和7年10月27日（月）17時15分まで（必着）

（２）質問方法：電子メール・ファクシミリ等により、様式第8号で提出すること。書面以外で提出された質問に対しては回答しない。

（３）質問先：4（３）に同じ。

（４）回答方法：質問者に対して電子メールで回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。電話や口頭による質問や期限後の質問は受け付けない。

7 企画提案書・絵コンテ・制作実績動画の提出

（１）提出書類

ア 企画提案書・絵コンテ

様式第5号とともに仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案を提出すること（任意様式）。

- ・ 必要に応じて資料を添付すること。
- ・ 企画提案書内には、事業実施体制及び事業実施にかかるスケジュールを記載すること。
- ・ 原則として、A4判で10ページ以内とすること。また、フォントサイズは11ポイント以上とすること。
- ・ 絵コンテでは、仕様書に記載のある業務内容をもとに、動画のストーリーを提示すること。なお、ショート動画についても、シリーズ化等の演出を行う場合は、絵コンテを作成すること。

イ 制作実績動画 1本

- ・ 本件に携わるクリエイターの制作実績動画を提出すること。外部の映像クリエイターを活用する場合は、その者の制作実績動画を提出すること。
- ・ 5分以内の動画を提出すること。5分を超える動画を提出する場合は、冒頭の5分のみ審査の対象とする。
- ・ 今回の業務で制作する動画が、実績動画と同程度の表現・クオリティで制作できることを前提としたうえで提出すること。
- ・ YouTube等のURLの記載によるか、CDによるデータを提出すること。（USBは不可）

ウ 会社概要（様式第6号）

エ 参考見積書（任意様式、消費税及び地方消費税含む。）

（２）提出部数：6部（正本1部、副本5部）

（３）提出期限：令和7年11月6日（木）17時15分まで（必着）

（４）提出場所：4（３）に同じ

（５）提出方法：企画提案書類一式は持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参すること。

※ 郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(6) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

※ 1提案者につき企画提案の時間は8(3)アに定める時間とする。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 事前審査

参加資格者が6者以上となる場合は、提出書類及び企画提案書による事前審査を実施する。その結果、企画提案評価会参加者を上位5者以下に決定する。結果については、書面にて通知する。なお、事前審査については非公開で実施する。

(2) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(3) 開催日時及び場所等

ア 実施内容：企画提案説明に15分、質疑応答に15分とする

イ 開催日時：令和7年11月12日（水）（予定）

ウ 開催場所：歴史館3階会議室（予定）

※正式な日時、場所、方法等については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

※プレゼンテーション及び質疑応答の参加人数は2名以内とする。

※プレゼンテーション及び質疑応答は非公開により実施する。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めない。

※プレゼンテーションにあたり、説明用パワーポイントその他を使用する場合は、提案者がこれに必要な機器（パソコンやケーブル等）を用意するものとし、スクリーン及びプロジェクター（接続端子はHDMI）については、本市が用意するものとする。

(4) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和7年11月19日（水）までに送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

最低基準は、60/100点とする。

(1) 企画提案（組織・提案）の内容 60/100点

	評価項目	評価基準	配点
組織	・実施体制	○適切な業務を提供できる事業体制か	5点
評価	・業務執行技術力	○当該業務を遂行するために必要な知識・経験	5点

		(同種・類似業務の実績等)	
提案 内容 評価	・本業務の理解度 ・動画の企画内容・構成 ・プロモーション戦略 ・スケジュール 等	○業務の趣旨・目的に沿っているか	10点
		○歴史観光資源（和歌山城や太田城等）の魅力を最大限に引き出し、歴史ファンや歴史ライト層にも受け入れられる内容か。	10点
		○SNS（Instagram, YouTube等）を通じた効果的な拡散・誘客戦略は具体的かつ実現可能か。	10点
		○制作及びプロモーションのスケジュールは具体的で実現可能かつ効果的か。	10点
		○提案に独自性があるか。	10点

(2) 企画提案（社会地域貢献・価格）の内容 35 / 100点

社会 地域 貢献 評価	・本店等の有無	○和歌山市内に本店等を有するか	5点
価格 評価	・提案価格評価	○評価点 = 配点 × { 0.8 + (予定価格－提案価格) / 予定価格 } ※小数点以下四捨五入 ※提案価格が予定価格の80%を下回る場合は、満点とする。	30点

(3) プレゼンテーション等の内容 5 / 100点

評価項目	詳細	配点
プレゼンテーションの内容等		5点

※評価結果が同一となった場合は、「企画提案（組織・提案）の内容」の得点の高い提案者を受託候補者として特定する。また、「企画提案（組織・提案）の内容」の得点も同一の場合は、その中の「提案内容評価」の得点の高い提案者を受託候補者として特定する。

10 日程（仮）

公表	令和7年10月3日（金）
参加資格確認申請書受付	令和7年10月14日（火）17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和7年10月16日（木）（予定）
質問受付	令和7年10月27日（月）17時15分まで
企画提案書提出	令和7年11月6日（木）17時15分まで
企画提案評価	令和7年11月12日（水）
結果通知	令和7年11月19日（水）までに
契約締結	令和7年11月下旬（予定）

1 1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコツ額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1 2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。
- (3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付すること。

ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号に該当するときは、免除する。

- (4) 契約書作成の要否
必要である。
- (5) プロポーザルは受託候補者を選定するために実施するものであり、受託候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市の間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。
- (6) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (7) 受託者は、市が認める場合を除いて、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (8) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある

場合は、市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。

- (9) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報紙、関係団体に公表する場合がある。
- (10) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、契約期間終了後5年間保管すること。
- (11) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記、転写又は転載）することができるものとする。
- (12) 事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として市に帰属する。
- (13) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (14) 受託者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに充分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。